

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 の一部改正(案)に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和8年5月19日(火)～令和8年6月18日(木)
- 2 意見提出人数 : 3人
- 3 意見提出件数 : 14件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見
については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Cのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【全体】 【資料3 新旧対照表 2ページ】 第2条第2項 子どもの人権の尊重 【同 6ページ】 第12条第2項 調査の方法	オンブズパーソンの市民等への協力要請は第12条第2項との関連でのものであり、その範囲を明確にしなければならず、事業者・団体の定義も要る。市の執行機関ではないので、市民等に対する規定は慎重であるべきである。第2条第2項の規定があるので、あえて改正するまでもないと考えられる。	子どもたちが関わる事業者や団体は、民間の教育機関だけではなく、商業施設や医療機関など、様々なものが考えられます。また、子どもたちが今後どのような事業者や団体と関わっていくことになるのかは、未知数です。そのため、どのような「事業者その他の団体」が該当するかについては、限定しかねるものです。 オンブズパーソンは市の執行機関ではないため、市民等に対する規定は慎重であるべきであるという点は、ご指摘の通りです。 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。 今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソンの職務」に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。	A-1
2	【全体】 【資料3 新旧対照表 2ページ】 第2条第2項 子どもの人権の尊重	改正に至るきっかけでは、 ①この20年間で、1団体が、オンブズの職務の遂行に協力しなかった事実がある ②（議員の質問は）、その1団体を監督指導するのは、まずは市の担当課である。その部分の不十分点を指摘されていました。 ③市の担当課がその1団体には指導できずその効果もなかったから、オンブズにも救済の訴えがあり進めてみたが、オンブズの職務の遂行にも協力しない1団体であったことから、この改正案を作成した。オンブズが協力を求めるだけでは協力を得られないことがある（あった）ので、義務規定をいれることで、民間事業者が積極的にオンブズの職務の遂行に従うようにしたい。 と受け止めました。更なる議員の質問に、「この条例改正をすれば、<u>その1団体のような事業者はなくなるのか？</u>」の問いに、確実なる指摘はありませんでした。また他議員の質問でも、「<u>義務</u>」はすでに現行条例でも位置付けられているのではないかと、の指摘があり、認めておられる答弁もありました。 以上、傍聴した場面を振り返りますと、まずは市担当課のすべき「指導」ができなかった、功を奏さなかったことから、オンブズパーソンの権限を強化する（協力要請→協力要請に対する努力義務規定）努力義務規定をして、やっという改正案ですが、上記2か所の下線部から、改正の必要性を感じませんでした。	「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要があるため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することは、必要な改正であると考えます。	B-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
3	【資料2 川西市 子どもの人権オン ブズパーソン条例 の一部改正につい て 表面】③対応 今回の改正で努力 義務規定追加し実 行性の向上を図る ②課題 【資料3 新旧対 照表 2ページ】 第2条第2項 子 どもの人権の尊重 ③【同 4ペー ジ】第8条の2 事業者その他の団 体の責務	むしろ気にかかりますのは、 ①資料2にある点線枠、「子どもの人権案件の解決の実効性が低い」つまり「努力義務」を追加して、実効性の向上を図るとありますが、今のままの改正に踏み切れることは、過去の実例をその詳細を総括せず（総括の内容が見えず）、絵に描いた餅を新たに付け加えているように見えます。 ②このことの解決策は、オンブズパーソンへの協力要請＋努力義務というより、市の機関や市民等（民間事業者など）が、子どもの人権を尊重する不断の努力ができるような施策を求めたいと思います。ほんまにオンブズの権限が拡大することで、やっていけることなのか疑問です。（過去の事例からの理解も含めて。だからこそ市民にもわかる改正をしていくべし） ③改正案の第8条の2については、そもそも、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例では、本条例の主語は「市（の機関）」や「市民等」となっています。ここで指す「民間事業者等」は、条例の「市民等」に含まれている対象でもあります。（ハンドブックP88参照）。突然の「民間事業者等」の用語は、なじまないと思います。	①「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。 ②民間事業者に対しての指導は所管行政庁が行うことが第一義となりますので、オンブズパーソンに指導を委ねるものではありません。一方で、子どもや保護者から人権侵害の救済申し立てがオンブズパーソンにあった場合、オンブズパーソンが事業者その他の団体に対し、調査等の協力を求めることが想定されますので、努力義務規定を設けるものです。 また、オンブズパーソンが是正または改善の必要があると判断した場合には、関係する市の機関に対して勧告や意見表明等を行うほか、事業者その他の団体に対しても、是正等の要望を行うことで、適切な措置を求めることとなります。 ③今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソンの職務」に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。	B-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	【資料2 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について 表面】①背景②課題③対応 実行性の向上を図る 【資料3 新旧対照表 2ページ】第2条第2項 子どもの人権の尊重	1. 今回の条例改正の提案理由として、説明資料には「②課題」及び「③効果」が述べられています。しかし、前者は現行条例の説明としては正確とはいえず、よって後者でいう「実効性」は、はたして期待できるでしょうか。大いに疑問です。 2. 説明資料「①背景」にいう「おとな全体が、子どもの権利を軸にして…」との指摘は、こども基本法制下の現在、重要な問題提起と首肯します。それは条例総則が掲げる目的(1条)及び子どもの人権の尊重(2条)をさらに実現していく課題として捉えられます。したがって、総則2条が「市及び市民」に課している子どもの人権の尊重に不断に努める義務について、これを「おとな全体」の義務として再確認する意味を込め、そこに「民間事業者等」を明示することが妥当なものと考えます。 3. 公的第三者機関たる子どもオンブズパーソンの意義と機能は、子どもの最善の利益のみに関心をもって、行政上の立場や権限を有さず行政等から独立した立場で、行政等に対するモニタリングや制度改善提言等を担うところにあります。よって今回の問題は、オンブズパーソンと民間事業者等との権利義務関係よりも、むしろオンブズパーソンの勧告等を受けた所管行政が民間事業者等にどのように実効性のある施策対応等をはかりうるか、条例施行手続き上の課題として捉える必要があります。	1. 「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。 2. 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。 今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソンの職務」に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。 3. 民間事業者に対する指導は所管行政庁が行うことが第一義となりますので、オンブズパーソンに指導を委ねるものではありません。一方で、子どもや保護者から人権侵害の救済申し立てがオンブズパーソンにあった場合、オンブズパーソンが事業者その他の団体に対し、調査等の協力を求めることが想定されますので、努力義務規定を設けるものです。 また、オンブズパーソンが是正または改善の必要があると判断した場合には、関係する市の機関に対して勧告や意見表明等を行うほか、事業者その他の団体に対しても、是正等の要望を行うことで、適切な措置を求めることとなります。	C-1
5	【資料2 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正について 表面】②課題③対応	1. 条例改正の提案理由説明あるいは立法事実をめぐって 今回の改正理由の説明資料には、「②課題」として、「本条例第12条第2項に、オンブズパーソンは市民等に対し、必要な協力を求めることができる旨の規定はある。(協力要請)」<u>「しかし、民間事業者等を主体として、オンブズパーソンの協力要請に対する努力義務を定めた規定はないため、市の機関以外の民間事業者等の協力を得られない場合がある」、そこで「③対応」として、「協力要請に対する努力義務の条文を追加することで、協力要請がより実効性の高いものとなり、当該課題に対処しやすくなる。」と述べられています(下線は引用者)。</u> しかしながら、ここで私が下線を施した部分はいずれも、条例改正の理由説明として、すなわち条例改正の立法事実として、はたして適切妥当でしょうか。	「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。	C-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
6	【資料3 新旧対照表 6ページ】 第12条第2項 調査の方法 【同 8 ページ】 第16条第1項 是正等の要望及び結果通知 【同 1 ページ】 第1条 目的 【同 1 ページ】 第2条 子どもの人権の尊重	(1) 「努力義務を定めた規定はない」との説明は正確ではありません。 条例は、12条2項で「市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる」と定め、さらに16条1項では「市民等に対し、是正等の要望を行うことができる」と定めています。これら「できる」規定は、総則1条が掲げる「目的」、それを受ける同2条(子どもの人権の尊重)の1項(権利行使の主体としての子ども)及び2項(子どもの人権に対する市と市民の責務)を具体化する一環として、すなわち総則が定める市民の責務に依拠して「できる」と定められたものです。 これについては「川西市子どもの人権オンブズパーソンハンドブック」(2002年改訂版)の中で、「市民等」の定義を含め解釈と運用が述べられています(88頁、99頁参照)。そこには「『市民等』とは、原則的には条例第3条(定義)第3項に規定する市の機関を除くすべてのものをこれに含むものとし、本市の市民のほかに、たとえば県立高等学校等の県の機関、民間の塾や施設等も含まれます」(88頁)とあります。つまり民間事業者等は市民等に含まれており、総則2条2項の市民の責務を担う立場にあるものとして位置づけられています。そうした市民等の当為といえる「努力義務」の具体化として、12条2項と16条1項の「できる」規定が定められています。 したがって、「民間事業者等を主体として、オンブズパーソンの協力要請に対する努力義務を定めた規定はない」との説明は、現行条例を正しく伝えているとはいえません。もしそのような条例の解釈と運用に陥ってしまうならば、総則の1条及び2条それ自体の形骸化や空洞化、無効化を招くことにもなります。この条例の法制度上の構造理解としては妥当とはいえず、改正理由としては成り立ちがたいといえます。	第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。	C-3

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
7	【資料3 新旧対照表 2ページ】 第2条第2項 子どもの人権の尊重 【同 4ページ】 第8条の2 事業者その他の団体の責務	(2) 「より実効性の高いものとなり対処しやすくなる」と本当にいえますか。 したがって、民間事業者等の協力努力義務は既に現行条例で位置づけられているわけですから、同じことを重ねて書き加えるだけで、はたして「協力要請がより実効性の高いものとなり、当該課題に対処しやすくなる」と、いえるのでしょうか。 5/15 議員協議会でも同じ疑問が投げかけられていました。議員の質問を受けた行政側の説明では、これまでにオンブズパーソンの協力要請を民間事業者が拒否する事例は、1事業者に認められたとのことでした。これに対して議員から、では新たに8条の2を設ければ、そのような民間事業者をなくすことができるのか、と重ねて質問がありました。まさに今回の立法事実を端的に問う質問でした。 これに対する行政側の回答は、今回の条例改正は過去の1事業者の協力拒否への対策として行うものではない—というものでした。傍聴する市民から見ていると、提案する行政の担当者自身も、今回の条例改正が一部民間事業者の協力拒否の現状を打開する有効な対策になるとまでは認識していない、ということが浮き彫りになっていました。とすれば、敢えて条例を改正する、その立法事実が怪しくなってきます。 つまるところ「協力要請がより実効性の高いものとなり、当該課題に対処しやすくなる」との条例改正の理由説明は、実際には妥当しないものであるだろうことが、5/15 議員協議会の質疑を通して明らかになっていたと受け止められます。 では、なぜ条例改正を行おうとするのか。重ねての議員からの質問がありました。 行政側の回答は、民間事業者一般に対する「意識付け」として、オンブズパーソンに対する協力努力義務を「特出し」するための改正だ—というものでした。 とすれば、当初の提案理由とはやや異なる新たな説明が出てきたわけですから、条例改正案そのものを改めて見直す必要があるのではないのでしょうか。	「事業者その他の団体」を主語とした努力義務規定を設けることで、実効性は向上すると考えています。 第2条第2項は、市及び市民の「子どもの人権の尊重」に関する努力義務規定です。子どもの権利条約では広くおとなに対して子どもの人権の擁護が求められていますので、その基本的な部分を理念として掲げています。 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要があるため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することで、実効性を高めていきたいと考えています。	C-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	【資料3 新旧対照表 2ページ】 第2条第2項 子どもの人権の尊重 【同 4ページ】 第8条の2 事業者その他の団体の責務	(3) なぜ改正が必要なのか提案者による改めての検討と説明が必要です。 以上のことを再度整理すると、5/15 議員協議会の質疑応答を通して明らかになったことは、次の3 つとして捉えられます。 (A) 「②課題」にある「努力義務を定めた規定はない」という説明も、また「③対応」にある「実効性の高いものとなり対処しやすくなる」との説明も、そのいずれもが、条例改正の立法事実としては適切妥当とはいいがたいこと。 (B) 子どもにかかわる民間事業者のオンブズパーソンへの協力は、既に条例上に市民等の努力義務として位置づけられているにもかかわらず、その協力を拒否する民間事業者が一部に認められるという現状があること。 (C) しかし今回の条例改正は、上記(B)の現状に対する対策となるものではなく、民間事業者一般に対する「意識付け」として、オンブズパーソンに対する協力努力義務を「特出し」するための改正である、との行政側の認識が示されたこと。 したがって今後の議会上程に際しては、行政側は、(A)に差し替えて(C)を改正理由とする改めての説明を尽くすこと、それとともに、(B)の現状をどのような課題として認識し対応していくのかについても、説明責任を果たすことが求められます。 つまり、とりわけ子どもにかかわる民間事業者等に対して、今なぜ/どのような「意識付け」や「特出し」が必要なのか、その行政における問題意識は奈辺にあるのか。条例改正しようとする行政としての責任ある説明が必要となっています。 ただし、その(C)を説明するにも、やはり(B)の現状を視野に入れなければなりません。両者を切り離して説明することはできないでしょう。その現状から目を逸らすことなく、子どもオンブズパーソン制度の設置者として、その課題をどのように認識し、どのように有効な施策等を講じていくのか、そこが問われています。 要するに、8条の2 を新たに設ける改正によって、(C)の積極的な意義や効果として、どのようなことが期待できるのか。また、(C)の積極的な意義や効果を担保するためには、8条の2を新たに設ける改正でよいのか。これらを広く市民等に対して説明できるように、そのために何よりも、こども基本法が子どもの権利条約に則って定める、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則と義務に基づいて、提案者たる行政は自ら真摯に改正案を再度検討することが求められているといえます。	子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要があるため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することで、実効性を高めていきたいと考えています。 今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソンの職務」に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。	C-5

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
9	【資料2 川西市 子どもの人権オン ブズパーソン条例 の一部改正につい て 表面】①背景	2. 子どもオンブズ条例における民間事業者等の位置づけをめぐって(提案) 5/15 議員協議会では、子どもにかかわる民間事業者等の担う機能や役割が増大傾向にあると指摘する議員の意見もありました。行政側の改正理由の「①背景」でも、「子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある」とあり、「子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要性がこれまで以上に大きくなっている。」と述べられています。こども基本法制下の現在、行政も市民等もおとなたちがともに、子どもの権利を共通の基盤として、子どもの育ちを支援してくことの益々の重要性を述べたものとして、私も同感であり、首肯するところです。 (1) 条例1条(目的)が掲げる「子どもに対するおとなの責務」をどう果たすか もとより現行条例は、そのような子どもの権利を基盤とする認識と視点に立つて制定されたものです。1条は目的を定める中で「すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚に立ち」(傍点引用者)と述べています。「①背景」のいう「子どもに関わるおとな全体が」という問題提起は、まさに条例1条をどう具体化するかという課題として捉えられます。 この1条がいう「子どもに対するおとなの責務」は、住民自治と団体自治を本旨とする地方自治を担う市民と行政とによる、おとなたちの協働のパートナーシップを前提として、述べられたものです。これを受けて2条は「子どもの人権の尊重」を定める中の2項で、その責務を担う主語を「本市及び市民は」として、子どもの人権・権利の擁護を市民と行政の相互・共同の責務として位置づけています。 そのうえで、同条は3項で「本市は、子どもの権利条約に基づき、…子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする」と、市に対して義務づけています。 よって行政には、この市に課せられた義務を積極的に果たしていく観点から、「子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要性がこれまで以上に大きくなっている」との課題に、自ら向き合うことが求められます。条例の原則及び基本理念である総則の1条と2条を改めて深く認識する中で、それらをより具体的に実現していく方向と施策が、より一層重要になってくるといえます。	子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要性がこれまで以上に大きくなっていることから、今後とも、子どもの最善の利益の確保に向けた取組を進めてまいります。	C-6

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	【資料3 新旧対 照表 1ページ】 第2条 子どもの 人権の尊重	(2) 子どもの人権・権利を尊重する「意識付け」につなげるために この条例の原則や理念のさらなる実現をはかろうとする方向性を持つならば、 既述(C)でいう民間事業者等の「意識付け」を目指す改正案も一定の妥当性を持 ちうるといえます。そこで、2条2項の「本市及び市民は」について、今日的状況 に鑑みて、改めて「民間事業者等」を明文化することが考えうるものとなるで しょう。 具体的には、その主語を「本市及び市民並びに民間事業者その他団体は」と改 めることが考えられます。2条が1項に定める子どもの権利―「すべての子ども は、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に 基づく権利及び自由を保障される」―について、これを民間事業者等もまた、市 や市民とともに尊重遵守する立場にあることを改めて示すために、その1項を受 けとめるべき責務を負う2項の主語の中に民間事業者等を明示的に位置付ける、 ということです。 そこで、改めて留意すべきは、「子どもの人権の尊重」を定める2条は、そ の中の1項(権利主体としての子ども)を受けて、2項(市と市民の責務)があり、さ らにそれらを受けて、3項(市の責務)があるという構造になっていることです。 つまり、子どもは権利の主体であること(1項)、それを尊重する市と市民の不断 の努力が必要であること(2項)、そのため市は「適切かつ具体的な救済に努め る」義務を負うこと(3項)、この相関的な3項関係で同条は成り立っています。2 項に定める努力義務が広く市民等において具現されるよう、3項に市の努力義務 が置かれているわけです。 したがって、子どもの人権侵害が疑われる事態にあつて(1項)、その当該民間 事業者等のオンブズパーソンへの協力が得られない場合(2項)、市が必要な行政 上の機能や役割を果たさねばなりません(3項)。つまり、オンブズパーソンへの 協力を民間事業者等に促していくには、それを2条3項に根差す市の行政上の課題 として、市が担う条例施行上に必要な行政上の手続き等を検討することが必要だ といえます。 これについては改めて後述しますが、総則2条2項の主語に民間事業者等を明示 することにより、「子どもの人権の尊重」に対する市と、民間事業者を含む市民 等とのそれぞれの役割や責任の相互関係が、より可視化されることも期待でき るでしょう。	今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズ パーソン」の職務に対して、第8条の2で「事業者その 他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなけ ればならないという規定を設けることが必要と考えてい ます。	C-7

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
11	【全体】 【資料3 新旧対 照表 2ページ】 第2条第2項・第 3項 子どもの人 権の尊重	(3) 子どもに対する人権侵害の予防的機能を広げていくために さらには、今日において民間事業者等に子どもの権利を基盤とする施策等を期待するには、単にオンブズパーソンへの協力を求めるのみならず、事業者等の主体的な子どもの権利に関する学習や研修等が不可欠となります。 そのような人権侵害の予防のための活動を民間事業者等において具体化していくためにも、総則2条2項の主語に民間事業者等を明示的に位置付けることは意味があるといえます。それは今後の市の子ども施策を市民等との幅広いパートナーシップを通して推進していくうえで、より積極的な意味を持つものとなるでしょう。 ちなみに、子どもの人権侵害の予防(prevention)は、衣食住の付与(provision)、戦争・災害等からの保護(protection)、子ども参加(participation)に続く4 つめのPとして、今日における特に重要な施策として国連からも求められています。 以上、私の提案は、総則2条2項の主語として民間事業者等を明示することにより、その協力努力の意識付けが一定期待しうるとともに、より積極的な子どもの権利にかかわる研修等の予防的活動の主体的取り組みの契機ともなり得て、さらに必要な場合にそれらを促し、また必要な支援等に努める役割を同条3項に根差す行政上の手続きとして具体化することも考えることができるのではないかと考えています。	今回の条例改正では、第6条に規定する「オンブズパーソン」の職務に対して、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語として、協力、援助するよう努めなければならないという規定を設けることが必要と考えています。 なお、市民がこどもの権利を学び、権利を保障する意識を醸成することを目的として、こどもの権利を考えるシンポジウムを予定しています。	C-8

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	【全体】	3. 子どもオンブズ制度の公的第三者機関としての意義と機能をめぐって 地方自治法上の附属機関として設置されている子どもオンブズパーソンは、いうまでもなく行政執行を担う機関ではありません。地方自治法の定める附属機関は、行政執行の民主化や公正化、専門性導入を目的とし、つまり行政執行の適正化を促すことを目的とする、いわばモニターとして、条例によって行政自ら設置する機関です。 よって、その第三者性というのは、市長をはじめ行政機関や学校等の市の実施機関に対してこそ、有効に成り立つものといえます。つまりは、必ずしも民間事業者等への直接的行使を意図するところの第三者性とはいえない、ということです。現行条例の改正を検討するにあたっては、こうした最も基本的な制度上の枠組みについて、認識を深めていくことが重要です。その観点から以下を述べます。 (1) 子どもオンブズパーソンの公的第三者機関としての意義と機能 特に留意を要するのは、北欧に起源をもつ子どもオンブズパーソン制度は国連子どもの権利委員会等での審議を通して、その公的第三者機関としての意義と機能が国際的に共有されていますが、それを日本の地方自治法上の附属機関として設置し、かつ有効に機能させていくには、その制度の意義と機能を積極的に引き出していこうとする、自治体の創意工夫が特に必要だということです。 国際基準としての子どものオンブズパーソン制度の特質は、「子どもの最善の利益のみに関心を持つ公的存在」として、学校や行政、また家族等の外に位置する「部外者」であることによって、全てのおとなに対して子どもを代弁し公的良心を喚起することを使命とする、その独立性と第三者性にあります。これを日本では地方自治法上の附属機関として設置しますから、オンブズパーソンは行政上の立場や権限を有することなく、行政執行の適正化を促すためのモニタリング、制度改善提言、個別救済、子どもの権利の啓発等を通して、子どもの最善の利益の実現を期するものです。 やや具体的にいえば、保育所等の民間事業者に対しては、行政が許認可権をはじめとして行政指導等を担う立場にあり、その行政の民間事業者に対する機能と役割が適正に果たされているかどうかをモニタリングするという点において、子どもオンブズパーソンの公的第三者機関としての意義と機能が有効に成り立つわけです。もし、民間保育所等で子どもの人権侵害が疑われる事態があったならば、オンブズパーソンは所管行政に対して、適切な行政対処をはかるよう勧告等を行うことになります。 そのような行政との関係において、子どもオンブズパーソン制度の積極的な意義と機能を引き出していくことが、制度運営において特に求められます。	第三者機関であるオンブズパーソン制度の根幹に関わることであり、ご意見として承ります。	C-9

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
13	【資料3 新旧対照表 6 ページ】 第12条第2項 調査の方法 【同 8 ページ】 第16条第1項 是正等の要望及び結果通知 【同 4 ページ】 第8条の2 事業者その他の団体の責務	(2) 子どもオンブズパーソンと民間事業者等との関係について オンブズパーソンが民間事業者等にかかわって、行政に勧告等を行うにあたっては、その前段として、公的第三者機関としての調査等を可能な範囲において実施することが考慮されます。そこで現行条例は、行政に対する勧告等の前段として、市民等を対象とする調査や是正要望を「できる」規定として置いているわけです。 すなわち、12条2項は同条1項に定める市の機関への調査に準じて市民等にも調査協力を求めることができる旨を定め、また16条1項では市民等にも是正等を求めることができる旨を定めています。いずれも既述のとおり条例1条及び2条の総則規定に基づくものです。ただし、その「できる」規定が実施できない場合、上述のとおりオンブズパーソンは監督庁たる行政機関に対して適切な対処をとるよう勧告等を行うことをもって、公的第三者機関としての機能や役割を果たすこととなります。 このように、12条2項及び16条1項の「できる」規定は、オンブズパーソンが公的第三者機関として、行政の所管庁に対して適正な行政執行を促す勧告等を行うために必要な、前段的対処として定められたものです。 ところが、子どもオンブズパーソン制度を実効的に機能させる、こうした制度上の枠組みについて、十分に認識しておかなければ、オンブズパーソンがあたかも行政執行機関であるかのようにして調査権や勧告権を持つといった錯誤を招き、あるいはまた、オンブズパーソンが市民等に対して行政の代替や代行を専ら担う機関であるかのような誤解が、行政内にも、また市民等にも、生じることが懸念されます。もし、そうした傾向に陥るならば、子どもの最善の利益を第一に考慮するために不可欠な、子どもオンブズパーソンの子どもの権利を基盤とする独立性と第三者性そのものが、損なわれていくことの懸念も抱かれることとなります。 したがって、効果が期待できぬまま、既に条例上に位置づく「民間事業者等の協力努力義務」を8条「市の機関の責務」に準ずる形で書き足すために「8条の2」を増設する方法は、いわば弥縫策ともいえ、かえって徒に上述の錯誤や誤解を生み出すおそれもあり、慎重であらねばなりません。むしろ、市民等に対する実質的な調査や是正要請等が、条例の原則と理念に根差して「できる」と明確に定められている制度的枠組みを改めて認識し、その実質を具体的に担保する制度運営上の、つまりは条例施行手続き上の工夫と整備をはかることが、より重要だといえます。	第12条は「調査の方法」、第16条は「是正の要望及び結果通知」の規定であり、主語がオンブズパーソンになります。要請を受けた側の努力義務の規定ではありませんので、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語とした規定を設けようとするものです。 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要があるため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することで、実効性を高めていきたいと考えています。 なお、オンブズパーソンは行政の代替や代行を担う機関ではありません。今回の条例改正によって、「オンブズパーソンが市民等に対して行政の代替や代行を専ら担う機関であるかのような誤解が、行政内にも、また市民等にも、生じることが懸念されます。」などのご指摘は、当たらないものと考えています。	C-10

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
14	【資料3 新旧対照表 1ページ】 第1条 目的 第2条 子どもの人権の尊重 【同 4ページ】 第8条 市の機関の責務 【同 6ページ】 第12条第2項 調査の方法 【同 8ページ】 第16条第1項 是正等の要望及び結果報告	(3) オンブズパーソンに対する「市の機関の責務」に改めての留意を 8条が定める「市の機関の責務」は、単なる努力義務ではなく、明確に「しなければならない」と定めています。オンブズパーソンに対する「積極的協力援助義務」と「独立性尊重義務」を市の機関に強く義務付けているのです。それらは法制度上の明確な義務として市の機関に課せられています。上述来の指摘から明らかですが、それを「市民等の協力努力義務」と並列させて同一視することはできません。 つまるところ、既述(B)の現状を打開するには、上述12条2項及び16条1項の「できる」規定とともに、8条の「市の機関の責務」が定める2つの義務について、その条文規定の実質を担保する制度運営上の工夫が特に重要だといえます。 要するに、既述(B)は、オンブズパーソンと民間事業者とにおける条例上の権利義務関係だけで捉えきれぬ問題ではなく、むしろオンブズパーソンから勧告等を受けた所管庁たる行政機関が、関係する子どもたちの最善の利益を実現するために(端的には当事者の子どもの救済のために)、当該民間事業者に対して、いかに有効な施策等を講じて対応をはかっていくかとの課題として、認識する必要があるといえます。 すなわち、総則1条2条にかかわって、8条の市の機関の責務をいかに履行していくか、それによって12条2項と16条1項の実質をいかに担保することができるかという課題として、改めて既述(B)を検討する必要があるといえます。その検討を通してこそ、既述(C)の「意識付け」という説明も相応に説得力を持つことでしょう。 その検討のアプローチでは、条例が総則に掲げる「目的」と「子どもの人権の尊重」を、さらに具体的に実現していくために、特に2条3項に根差すところの8条「市の機関の責務」の実質を担保する手続きとして、条例施行規則等をより実際的なものへと一そして子どもを含む市民等から視える仕組みとして一より良く整えていくことが、求められるところとなるでしょう。 そこで、総則の1条、2条、それに基づく8条、12条、16条について、それら条項の構造的な相関を踏まえ、各条文規定の実質を担保して有効に実施していくために必要な、条例施行規則等の整備検討が期待されます。もとより、その検討は市民等に関わった議論と専門的知見の導入をもって進めることが肝要です。	第12条は「調査の方法」、第16条は「是正の要望及び結果通知」の規定であり、主語がオンブズパーソンになります。要請を受けた側の努力義務の規定ではありませんので、第8条の2で「事業者その他の団体」を主語とした規定を設けようとするものです。 子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応するため、オンブズパーソンの職務の遂行に協力・援助するよう努める条文を追加することで、実効性を高めていきたいと考えています。 条例施行規則等の整備検討の手法については、ご意見として承ります。	C-11